

あなたは大丈夫？キャンペーン

－貸金業法が大きく変わります！－

1. 趣旨

多重債務問題の解決を図ることを目的として、平成 18 年に成立した「貸金業法」は、3 年半にわたり段階的に施行されており、本年 6 月 18 日には、総量規制の導入等を含む完全施行が予定されている。

この改正貸金業法の完全施行の円滑な実施に向けては、金融庁、消費者庁の副大臣、大臣政務官及び法務省の大臣政務官からなる「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」が先般取りまとめた「借り手の目線に立った 10 の方策」を政府として実施していくこととなる。

「10 の方策」の中には、「多重債務者に対するカウンセリング・相談の更なる改善・強化」や、「改正貸金業法等の広報活動の充実」という観点から、「多重債務相談の実施や改正貸金業法の周知を目的とした「キャンペーン」を実施すること」が盛り込まれている。

この方策の趣旨を踏まえ、以下のとおり「あなたは大丈夫？キャンペーン －貸金業法が大きく変わります！－」を実施することとする。キャンペーンの開催に当たっては、各共催団体、都道府県、市区町村及びその他の相談窓口を設置する機関において、必要に応じ協議会を開催すること等を通じ、連携を密にしつつ対応する。

2. 期間

平成 22 年 5 月 1 日（土）～ 6 月 30 日（水）の 2 ヶ月間

（注）キャンペーン期間後も、貸金業法の広報、多重債務の無料相談会については、引き続き実施していくこととする。

3. 共催団体

消費者庁、金融庁、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）、日本貸金業協会、日本クレジットカウンセリング協会

4. 実施内容

改正貸金業法の完全施行に際し、貸金業の利用者をはじめとする一般の消費者に対し、ポスター・リーフレットの配布等を通じて同法の内容を周知する。

あわせて、多重債務相談窓口への改正貸金業法に関する Q & A 集の配布等を通じ、相談体制の強化を図るほか、相談窓口の周知等を進め、多重債務の初期相談機能の充実を図るとともに、各共催団体等において、都道府県、市区町村とも連携し、多重債務の無料相談会を実施する。（具体的な実施要領については、別添参照）